

# 「低 価 主 義」再 考

— その特質と論理性 —

長 嶋 義 貴

## 1 開 題

公正なる損益計算をその中心的課題とする財務会計 (financial accounting) には、真実なる記録・計算・報告が要求されることは言うまでもない。その真実とは、相対的真実を意味することはこれまで多くの学者によって説かれてきたところである。それは継続企業 (going concern) の維持発展と利害関係者の保護を前提とする企業会計のもつ宿命的機構もしくは方向性であると言える。しかし、相対的真実が部分的にも企業会計に意識的恣意性の介入を許容するものでないことは周知の事実である。

「企業会計における真実性のもつ意味と、その原則のもつ限界には、とくにわれわれの留意すべきところでなければならない。」と、山下勝治博士はその著「企業会計原則の理論」のなかで述べられている<sup>(1)</sup>。

本稿は、真実性と一見矛盾するごとくみられる保守主義会計 (accounting of conservatism)、とくにたな卸資産の評価 (valuation of inventories) のなかに表現される低価主義 (cost or market, whichever is lower basis) について、いくつかの視点から再考するものである。

伝統的な保守主義会計について、G.O.メイは次のような見解を表明している<sup>(2)</sup>。

---

本稿は、1981年8月1日、2日にわたりビジネスリサーチセンターで開かれた研究会において、発表した際の原稿に加筆したものである。

なお、各論の一部について御助言を賜った横浜市立大学名誉教授、田島四郎先生に対し、深甚なる謝意を表します。

## 「低価主義」再考

「原則という言葉が、良き会計の基本的な特質、とくに保守主義と継続性を意味するものとして、会計への正当な適用性をもつという考えを、簡単に取り扱うことが望ましいであろう。……また私にとっては、保守主義は依然として会計の第一の美德である。そして私は、保守主義を会計帳簿やそれに基づいて作成される財務諸表から閉め出して、それを脚注 (foot-note) に追いやろうとする人々には、全く同意することはできない。」と

一方、D.R.スコットは次のように述べている<sup>(3)</sup>。

「保守主義は、あらかじめ目覚し時計の針を進めておくことが、時間厳守の最良の手段であると信じて疑わない頑迷な老人の態度である」と、保守主義会計を手厳しく批判している。

以上のように一つの命題に対しては、ことほどさように賛否両論が展開されるものである。

「保守主義の原則」は、「慎重の原則」(Grundsatz der Vorsicht)、または「健全性の原則」(principle of sound accounting)ともよばれるが、いずれにしても首尾一貫した論理体系の所産としての原理・原則ではない。それがなぜ会計処理上、重要な影響を及ぼす地位が与えられているのであろうか。

わが国「企業会計原則」は一般原則の六に「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性ある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない」という表現で保守主義を規定している。

企業会計上、保守主義の具体的な現われとして、いくつかあげられるが、たな卸資産の評価額の決定に際して認められている基準としての低価主義に関しては、とくに多くの見解がみられる。筆者は、それらをみきわめつつ、いくつかの問題点を指摘するなかで、少しく私見を述べたいと考える。なお、低価主義については筆者が本大学で担当する「財務諸表論」および「演習」において学生がとくに興味を示した問題の一つであることを付記したい。

## 2 「保守主義」の基本的思考

保守主義会計に対する支持論として G.O. メイの見解を掲げたが、S.H.M. 会計原則にも次のような強力な支持論が展開されている。「資産ないし収益を過大に計上することは悪いが、その過小な計上は非難されるべきではなく、一個の美德であるときえ言える。」

もちろん D.R. スコットのほかに真実性の観点から、それを強力に否定する見解も数多くみられる。このように賛否両極論に到達する過程として、企業会計のもつ宿命的特質性のなかから生れた保守主義の解明にその理解の糸口を求めることとしたい。

保守主義の性格についてギルマンは次のような見解を表明した<sup>(4)</sup>。

「それはコンベンション (convention) の特質を有しない。それは通則 (rule) もしくは原理 (doctrin) と言うべきであろうか？ それは普遍的なものであり、かつ本質的には会計政策 (accounting policy) なのであるから、通則というよりも原理という言葉を用いた方が幾らか正当であるように思われる。」と言い、また「保守主義は原則というよりも政策的なものである。原則は基本的な真理であるのに対して、保守主義の本質は過小表示であり、過小表示は真理もしくは真実性を欠くからである。」

このように、ギルマンは保守主義と真実性とが背反することを指摘しながらも、会計政策上、普遍的なものと認識し、消極的ながらその適用を認めていることは、アメリカの伝統的な会計準論において、保守主義を企業会計の基本的な前提条件として掲げているケース (case) と異なる点に注目したい<sup>(5)</sup>。

しかし、最近の会計準論あるいは会計理論、すなわち伝統的なものに対する革新的な理論においては、保守主義というような論拠に乏しいものは重要視されていないよううかがえる。言いかえれば、それはむしろ伝統的な会計理論のなかのみ生きられるものとも思える。

それではなぜ伝統的な会計理論および実務のなかに、そうした保守主義が基本

## 「低価主義」再考

的会計思考ないしは会計政策として定着しているのだろうか。その理由として次の二点が考えられる。

(一) 企業会計全体の基本的思考，ゴーイング・コンサーンを前提とする期間計算であることの計算構造，および会計処理の原則・手続の多様化により，それらを選択するにあたっての方針・政策から由来するもう一つの計算構造

(二) 会計本来の目的に立脚した計算目的的な理由

まず(一)については，第一に企業会計がゴーイング・コンサーンの前提に立つ期間計算であることから，期間損益計算の暫定性ということがあげられる。すなわち，全体期間のなかの一期間の暫定的な計算であるから，できる限り内輪に損益計算を行なうという保守主義の思考が作用するものと思われる。

第二として会計処理の原則・手続について数種の方法が認められており，そうしたなかでなるべく低価に評価するとか，あるいは早めに償却するという選択の理論として，もしくは選択の方針・政策として保守主義の思想が芽生えてくる。この二つの計算構造上に根拠があると考ええる。

つぎに(二)については，第一に株式会社会計の目的の一つである債権者保護の思想に由来し，第二として支払可能な資金的裏付けのある課税所得額の算定および配当可能利益の算定という目的がある。さらに第三には実質資本維持あるいは投下資本回収という企業の至上命令的目的から，企業会計上，保守主義的政策がその基本的な思考として必要になってくるものと考ええる。

以上の点からみて，企業会計上おこなわれる保守主義的会計処理は，常に適度であることが前提である。しかし，適度の保守主義とか，過度の保守主義という場合，何を区分基準と考えるかが問題となる。

保守主義の適用基準には，明確な実施基準が存しない。そこには「適当に健全な……」とか，「適度に保守的な会計処理を……」という文言がみられるだけであり，基本的には経営者の会計政策に帰する問題である。すなわち，保守主義は一般に公正妥当と認められた二以上の会計処理の原則・手続のうちでの取捨選択の考え方として存在すると言える。したがって，一般に認められた会計原則の範

罫から逸脱しないことが前提となろう。

### 3 保守主義と真実性

真実性の原則と保守主義の原則は、一般原則のなかに共存しうるか否か、という問いに対する答えは、必ずしも明解なものは見当らず、依然として今後の論議に待つ部分を残している。真実性の原則と保守主義の原則との関連は、企業会計上もっとも明瞭にしておかねばならないものと考ええる。

企業会計が「事実と慣習と判断による所産なり」といわれる所以は、まさにそれぞれの原則が企業会計のなかで、どのような関連を保ちながら位置し、どちらに優位性を与えるべきかの結論を出し得ない状況にあると言える。この問題の論点は次の二つにしばられると思う。

- (1) 真実性とは何か、その結論をふまえて
- (2) 真実性と保守主義は並存し得るか

会計的真実性については、過去に多くの学者によって論議し尽くされているところである。

わが国「企業会計原則」は一般原則の一に、「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して真実な報告をするものでなければならない」と述べている。これが「真実性の原則」(principle of truthfulness, Grundsatz der Wahrheit)と言われるものである。

ここに言う「真実性の原則」とは、ドイツ商法(第40条)に規定する「貸借対照表真実性の原則」とは異なり、あくまでも継続企業における期間計算を前提として行なわれる財産の相対的評価を骨子とするものであり、財産の客観的評価を内容とする絶対的真実性を排除するものであることは論を待たない。その意味において、この原則は相対的真実性を意味することは周知の事実である。すなわち、期間損益計算としての会計処理においては、会計事実(取引)の記録を基礎とし、会計慣習を選択適用するに当って、経営者の個人的判断に委ねるのである。相対的真実性とは、記録の真実性の上に立って、期間計算上において会計慣習と経営

## 「低価主義」再考

者の判断が介入するなかにおいて処理および報告の真実性が要求されるものである。

相対的真実性は、一つの象徴的な概念として掲げられ、正規の簿記の原則などの諸原則の総括的概念を意味するものと一般的に解釈されている。

こうした解釈に立てば、「真実性の原則」は、保守主義の原則をも包含するという考え方が成り立つ。

それでは「保守主義の原則」と「真実性の原則」は並存しうるものか、どちらかに優位性を与えるべきか。

ギルマンは、その著“Accounting Concepts of Profit”において、保守主義と真実性との背反を指摘している。すなわち保守主義はプリンスプル（principle）ではなくポリシー（policy）であるとし、かつ普遍的なものとして企業会計全体の前提として存在するものと主張していることは前述したところである。

この問題に関して、山下勝治博士は次のような見解を表明している<sup>(6)</sup>。

「真実性原則と保守原則とが並存しうるか、もしくは、この二つの相矛盾する原則が一般原則のうちに同居しうるかというような問い方のうちには、すでに無意識のうちに真実性原則に優位性を認め、その真実性原則に矛盾するがごとき保守原則のこれに併存しうる立場を問題としているものである。

反省すべきことは、そこに真実性原則に優位を認め、相対的真実性とはいえ、これに原則としての絶対的価値を認めようとする考え方にある。企業会計の真実性ということは、そのかぎり守らねばならない重要な原則であることには異論はない。しかし、企業会計は、その真実そのものを追求することが至上命令ではない。企業会計が要求され、これに重要な意味が認められていることは言うまでもなく、企業財政そのものが充実化され、それが強化されることがより重要なことである。

もちろん、企業財政の充実化ということは経営固有の活動結果に負うところのものであるが、その記録としての企業会計もまた、その会計操作を通じて、その結果の表示に大きい影響力をもつものであることはいうまでもない。利益の計算

## 「低価主義」再考

的表示に虚偽があるがごときことはもちろん排斥されねばならないが、予想される費用ないし損失に関し、予め必要な考慮を払うことはそれだけ利益計算に影響を及ぼすこととなるのではあるが、そのような考慮が真实性原則から否定されねばならないというがごときは妥当を欠くものである。それは利益の隠匿ではなくして慎重な利益計算の結果であるので、企業財政の強化充実のためには、かえって望ましいものである。永続的な存在としては、予期せられる損失ないし費用を予め考慮し、これに必要な引当をしておくことは、企業の生命力を永久に保持するために必要な措置である。そういう意味においては、会計もまた、企業財政の充実、その強化に確かに有力な手段としての意味を持つ。このような意味において永続企業の生命力を守り、その財政の強化を意図することは、むしろ企業会計のもっとも重要な任務でもある。

このようにみると、保守原則は実は企業会計以前のものであり、保守原則こそ企業会計に優位する、いわば企業原則というような性格をもつものである。それは真实性原則に矛盾するがごとき平面的な原則ではなく、真实性に優位する一般原則である。」

このように山下博士は、保守主義の原則を企業会計に優位する企業原則としてとらえている。さらに「真实性原則は、保守原則の適用を是認して、しかも、それ自体としての計算の真実を主張する原則なのである。その意味においては真实性と保守原則とを並列において、その両者が矛盾するものである。」という考え方は誤っていると断定している。

以上の見解は、いささか極論にすぎないでもない。

また井上達雄博士は、真实性と保守主義の係わりについて次のように述べている<sup>(7)</sup>。

「保守主義の原則というも、単に利益の過小、損失の過大計上というがごとき、古い単純な表現または考え方は、近代企業会計では適当ではないと思う。……かくて保守主義の原則は、会計理論ないし会計原則を実務に適用する場合、最後の判断の基準を与えるものである。それは、企業の継続的維持を図るものであるが、

## 「低価主義」再考

なお期間損益計算の正確性を保証するものでなければならない。」とし、企業会計の真実性を保証する限りにおいて、保守主義を会計処理の最後の判断基準とする位置づけをしている。

山下博士が保守主義を真実性に優位する企業原則としてとらえているのに対して、井上博士はあくまでも真実性を保証するかぎりにおいてとして、むしろ真実性に優位を認めている点に注目したい。

黒沢清博士は、保守主義に関連して次のように述べられている<sup>(8)</sup>。

「企業者の性格や態度が、年度末における利益の測定に影響する。企業者が保守的であれば、低価主義その他すべての保守主義的会計諸基準または諸方法が適用されることになるだろう。その結果として、利益の過小表示が生ずることをまぬがれないのではないか。この場合もまた、会計の客観性は十分には達成できず、財務諸表の主観性ははっきり表面化するといわれる。会計の客観性を厳密に考えるならば、確かに財務諸表は主観的判断を含む情報であって、客観的真実を伝えるものと言うことはできないであろう。しかし、絶対的客観性ではなくて、相対的客観性が許容されるとしたら、考え方は変わり得るであろう。会計基準および方法の選択適用は、無制限に認められていない。原価主義と低価主義の差異は、ある限度内にとどまり、継続性の原則が守られている限り数期間の間にその誤差は修正される可能性はある。こういう意味で、会計における真実性はつねに危険にさらされているが、企業の経済活動は、一種のゲームにほかならないから、企業会計における真実性の意味もゲームのルールが守られている限りにおいて、真実であるという判定を与えるほかはないであろう。」

以上の見解は、経営者が主観的判断にもとづいて会計基準または処理方法を採用した場合でも、それが会計原則の許容限度内のものであり、さらに継続性が守られている限り、財務諸表の数値は相対的客観性が保たれるとしている。

こうしてみると、保守主義について重要な点は、その無限の拡大、乱用を慎しむということに帰すると考えられる。



#### 4 低価主義の特質

低価主義については、連続意見書第四「たな卸資産評価について」の第一「企業会計原則とたな卸資産評価」の三「低価基準」において「低価主義は、期間損益計算の見地からすると合理性をもたないが、しかしそれは広く各国において古くから行なわれてきた慣行的評価思考であり、現在でも実務界から広く支持されている。たな卸資産に低価基準を適用することによって、それが通常の営業過程においていくばくの資金に転化するかを示すことも、ある意味では有用である。各国の税法も低価基準の適用に伴う評価損を例外なく課税所得の計算上損金に計上する建前をとっている。このような事情のもとにおいて低価基準を全く否定し去ることはできない。したがって原価基準の例外として低価主義を採用することも容認される。」

と述べて、一方においてはその合理性を否定し、他方においては、これをたな卸資産の評価基準として容認している。それを要約すると、

- (1) 広く各国において古くから行なわれてきた慣行的評価思考であること。
- (2) 現在実務界で広く支持されていること。
- (3) 通常の営業過程において、いくばくの資金に転化するかを示すことが、ある意味で有用であること。
- (4) 各国の税法が低価基準の適用に伴う評価損を例外なく課税所得の計算上損金に算入する建前をとっていること。

の4点をあげることができる。

低価主義が評価基準としての合理性をもたないものであるならば、それが広くかつ古くから行なわれていようと、また現在広く実務界から支持されていようと、それを評価基準として容認する根拠とはならない。

リトルトン (A.C. Littleton) は、たな卸資産の低価法について次のような見解を示している<sup>(9)</sup>。

「流動資産に対する低価法の適用は、首尾一貫した会計理の合理的体系を組み

「低価主義」再考

立てようとする試みを破壊している」と。

要は「合理性」とは何を意味しているのかにあり、その概念規定をしない限り、低価主義の合理性あるいは非合理性の論議は不毛の論議に終わってしまう。

一般にたな卸資産の評価基準として原価主義・時価主義・低価主義の三つがあげられ、かつそれらが同列的にあるものとして論ぜられていることが多いが、本来的には評価基準としては原価基準と時価基準の二つがあるだけであり、低価基準はこの二つの基準の変形的な混合形態とみるべきであると考ええる。

低価基準の論理は、原価基準における評価益の否定と、時価基準による評価損の肯定とを主眼とするものである。

すなわち、原価基準によれば時価の変動による評価益の計上も評価損の計上も否定され、時価基準によれば、時価の変動による評価益の計上および評価損の計上肯定される。

この両者を比較してみると、原価基準は評価損の計上を否定する点において非保守的であり、時価基準は評価益の計上を肯定する点で非保守的である。これに対して低価基準は、こうした両基準のもつ非保守的な側面を排除し、保守的側面を結びつけたものと言える。

	保 守 的		非 保 守 的	
	評価益の否定	評価損の肯定	評価益の肯定	評価損の否定
原 価 基 準	○			Ⓧ
時 価 基 準	⋮	○	Ⓧ	
低 価 基 準	○	○		

ここに低価基準は、時価騰貴の場合にも、また時価下落の場合にも共に企業の安全性を確保し、経営維持に適合する控えめな利益を計上しうる点において、原価基準あるいは時価基準に求め得ない論理性を有する評価基準であるといえる。

## 5 期間損益計算と低価主義

原価基準、時価基準および低価基準のいずれの評価基準にしたがっても計上される利益の額は最終的には等しくなる。

〔設例Ⅰ〕

- (1) 商品 2,000 千円を仕入れ、これを 3 期間において売却する。
- (2) 第 1 年度において 1,000 千円の商品を 1,400 千円で売却した。
- (3) 第 2 年度において 600 千円の商品を 800 千円で売却した。
- (4) 第 3 年度において残り 400 千円を 500 千円で売却した。

以上の資料から、原価基準、時価基準、低価基準のそれぞれによって評価した場合を比較してみる。

まず、内容を整理すると次のようになる。

仕入高 2,000 千円

	原 価	売 上 高	売上利益	残 額
第 1 年度	1,000千円	1,400千円	400千円	1,000千円(時価 1,100 千円)
第 2 年度	600千円	800千円	200千円	400千円(時価 380 千円)
第 3 年度	400千円	500千円	100千円	0

(一) 原価基準

原価基準によれば、第 1 年度末の商品の評価額は 1,000 千円、第 2 年度末の評価額は 400 千円、第 3 年度末の評価額は 0 となる。したがって総売上高 2,700 千円に対する売上原価は 2,000 千円であり、売上利益の総額は 700 千円となる。

(二) 時価基準

時価基準によれば、第 1 年度末の商品の評価額は 1,100 千円、第 2 年度末の評価額は 380 千円であるから、第 1 年度の売上高 1,400 千円に対する売上原価は 900 千

### 「低価主義」再考

円、売上利益は500千円となり、第2年度の売上高800千円に対する売上原価は720千円、売上利益は80千円となる。また第3年度の売上高500千円に対する売上原価は380千円、売上利益は120千円となる。したがって総売上高2,700千円に対する売上原価は2,000千円であり、売上利益の総額は700千円となる。

#### (三) 低価基準

低価基準によれば、第1年度末の商品の許価額は1,000千円、第2年度末の評価額は380千円であるから、第1年度の売上高1,400千円に対する売上原価は1,000千円、売上利益は400千円となり、第2年度の売上高800千円に対する売上原価は620千円、売上利益は180千円なる。また第3年度の売上高500千円に対する売上原価は380千円、売上利益は120千円となる。したがって総売上高2,700千円に対する売上原価は2,000千円であり、売上利益の総額は700千円となる。

以上、いずれの評価基準によっても、期間の制約をはずして観察するならば、総売上高2,700千円に対する売上原価は商品の取得価額2,000千円の相当額であることがわかる。

たな卸資産の三つの評価基準の相違は、その全期間利益のうちの、ある相当額が各期間の利益として計上されることに対してのみ影響を及ぼすにすぎないものであり、全期間的利益の総額は評価基準の違いによっては何らの変化も生じない。

したがって期間損益計算を前提とする近代会計においては、三つの評価基準のうちいずれを採用するかによって各期間ごとの利益に影響を与える結果となる。前例についてそれを比較すると利益の額は次のようになる。

	第1年度	第2年度	第3年度	全期間的利益
原価基準	400千円	200千円	100千円	700千円
時価基準	500千円	80千円	120千円	700千円
低価基準	400千円	180千円	120千円	700千円

※ (総売上高)(売上原価)(全期間的利益)

$$2,700千円 - 2,000千円 = 700千円$$

以上のような相違は、各評価基準のいかなる特質に基因するものなのか。そのことは前章の「低価主義の特質」に係る重要な問題である。

## 6 低価基準における「原価」とは

低価基準は原価と時価とを比較して、いずれか低い価格をもって評価額とする。（あるいはすべしとする）評価基準である。

ここで概念として規定すべきことは「原価」とは何か、「時価」とは何か、ということである。

一般的に原価については、いわゆる「切り放し方式」を採った場合と、「洗い替え方式」を採った場合における二様の見解が存する。

すなわち、前期から繰越されたたな卸売産の時価と比較される原価は、期首の帳簿価額すなわち前期末に低価基準によって評価され繰越されてきた価額とする「切り放し方式」による低価基準と、あくまでも時価と比較される原価は歴史的原価（historical cost）であるとする「洗い替え方式」による低価基準のいずれを採用するかによって原価は相違する。

理論的には「切り放し方式」がすぐれているともいわれるが、その点に関して木村重義博士は「そのものが、まったく理論的というのではなくて、理論的な、あるいは理想的なものへの近似（approximation）の方法であるので、「切り放し方式」「洗い替え方式」のいずれもが継続適用の条件のもとに選択可能であるとして格別の問題はないであろう。ただ理論的には、低価主義によって採用された時価額は、改訂された原価額であるので、切り放し処理が比較的すぐれており、同一資産がさらに一期をそのまま手持ちされている場合の「原価か時価か低いほう」の原価として、前年度末からの繰越し価額をそのままにとることは便宜でもある。」と述べている<sup>(10)</sup>。

また大塚光博士は、その論文「低価主義の本質」のなかで低価基準の適用によって生ずる評価損の処理法との関連において一つの見解を示しておられる。その要旨は次のとおりである<sup>(11)</sup>。

## 「低価主義」再考

低価主義は理論上「洗い替え方式」によるべきか、あるいは「切り放し方式」によるべきかについて論定すべしとする主張がある。すなわち、たな卸資産の評価損を直接的な卸資産の帳簿価額から控除する、いわゆる直接法を採用する場合には「切り放し方式」によるべきであり、評価損を直接関係たな卸資産から控除する代わりに評価性引当金を設ける、いわゆる間接法を採用する場合には「洗い替え方式」によるべきであるとの主張がある。しかしながらこの見解には、にわかには賛成するわけには行かない。それは「切り放し方式」か、「洗い替え方式」かの問題は、理論の問題であり、直接法か間接法かの問題は単に会計処理の手続の問題にすぎない。会計処理の手続であるにすぎない評価損の表示方法が、たな卸資産の評価理論を決定するとするのは本末を顛倒すると見るからである。すなわち、財務会計本来の理論問題を会計処理手続との係りで、その理論的正当性を主張する見解を批判されたのである。

筆者は、「切り放し方式」による場合、前期末の評価額が当期首の価額となるのであるから、会計処理上直接法によることが便宜的であることは否定しがたいし、「洗い替え方式」による場合は、常に歴史的原価を継承して原価とするのであるから間接法によることがむしろ妥当であると考える。

### 〔設例Ⅱ〕

つぎの資料により、低価基準の適用に関する評価損の計上までの決算修正仕訳を「切り放し方式」と「洗い替え方式」との、それぞれによって示す。

前期末商品たな卸高 原価② ¥1,020, 前期末時価① ¥960, 200個  
当期末商品たな卸高, (当期分仕入分)原価② ¥1,100, 期末時価① ¥990, 190個  
(前期繰越分)原価② ¥1,020, 当期末時価① ¥990, 30個

<解>

#### 切り放し方式

① (借) 仕 入	193,800	(貸) 繰越商品	193,800
② (借) 繰越商品	237,800	(貸) 仕 入	237,800

## 「低価主義」再考

③ (借) 商品評価損 20,900 (貸) 繰越商品 20,900

### 洗い替え方式

① (借) 仕 入 204,000 (貸) 繰 越 商 品 204,000

② (借) 商品低価引当金 12,000 (貸) 商品低価引当金戻入益 12,000

③ (借) 繰 越 商 品 239,600 (貸) 仕 入 239,600

④ (借) 商品低価引当損 21,800 (貸) 商品低価引当金 21,800

「洗い替え方式」による場合、前期末商品たな卸高と当期末商品たな卸高との差額が評価損益として計上されるから、評価益が計上されることもあり得る。未実現利益 (unrealized profit, unrealisierter Gewinn) は当然排除されねばならないから、企業の安全性に適合しない会計手続といわねばならない。「切り放し方式」が企業維持の目的に合致し、評価手続として合理性を有すると言われる所以がここに存する。

## 7 低価主義における「時価」とは

低価基準による場合の原価と比較される「時価」とはいかなる時価を指すか。

それについて連続意見書第四の一の四において「低価法上の時価としては、正味実現可能価額、再調達原価（再買原価又は再造原価）、正味実現可能価額から正常利益を控除した価額のうちから、これを自由に選択する余地を与え、継続適用を前提として企業が評価切下額を自由に決定することを認めるべきである。」とし、さらに同意見書第一の三の1に次のようにのべている。

低価基準を適用する場合における時価としては、決算時の売価からアフター・コストを差し引いた価額、すなわち正味実現可能価額が適当であるが、再調達原価をとることも認められる。再調達原価の代替として、最終取得原価（決算日に最も近い実際取得原価）又は売価からアフター・コストおよび正常利益を差し引いた価額をとることもある。決算時の正味実現可能価額を時価とする場合には、期末たな卸資産が次期に販売されたときに、さらに売価が下がるかも知れないし、

## 「低価主義」再考

逆に上がるかも知れないので評価切下げが過大又は過小となる欠陥があらわれる。一方、再調達原価を時価とする場合には、期末たな卸資産が次期に販売されたときに正常的には販売利益をもたらすまで当該たな卸資産の取得原価を切り下げてしまう欠点（販売時の売価が再調達原価を下回るときには販売損失を若干残す点までしか取得原価を切り下げ得ない欠点）があらわれる反面、将来の売価が再調達原価に歩調を合わせて動く場合には、実質的に将来の予想売価を基礎とするのと同様な評価切下げを可能にさせる長所があらわれるのである。さらに購入品の時価としては再調達原価の方が把握しやすいという両者の長短も認められる。時価を把握すれば次の方法によって評価切下額が決定されるのである。

- (1) 取得原価と正味実現可能価額を比較する方法
- (2) 取得原価と再調達原価を比較する方法
- (3) 取得原価、正味実現可能価額、再調達原価の三つを比較し、最低の価額をとる方法

また一つの見解として、販売価額を時価とする説もある。

これら時価のうち、いずれをとるかによって全期間的損益のいくばくが各期間損益として計上されるかが異なる。それぞれのもつ特質を吟味することによって、その合理性を判断することができよう。

### 再調達原価を時価とする場合

(1) 取得原価	110千円			
	第1年度末	第2年度末	第3年度末	第4年度
(2) 再調達原価	85千円	79千円	76千円	
販売価額				89千円

この見解に従えば、評価損が第1年度末に25千円、第2年度末に6千円、第3年度末に3千円それぞれ計上され、第4年度には13千円の評価益が計上される。



### 「低価主義」再考

この場合の全期間的損益は、取得原価 110 千円の商品を89千円で売却したのであるから21千円の販売損が計上される。この損失額は、第1年度末、第2年度末および第3年度末、第4年度の評価損益と販売損を通算すれば当然21千円の損失となる。しかし、21千円の損失が取得原価を基点として再調達原価の下落した各年度に計上されることは、当該年度の営業損益に投機的要因をふくませ、不利な表示をすることになり、また販売年度の営業損益にも同様の影響を与え有利に表示する結果となる。それによって公表される企業の営業成績が正当性を失なうことになれば利害関係者をミスリードすることになりかねない。

したがって、再調達原価をもって時価とする主張には合理性が認められないと考える。

#### 正味実現可能価額を時価とする場合

(1) 取得原価	110千円				
		第1年度末	第2年度末	第3年度末	第4年度
(2) 販売時価	98千円	96千円	84千円		
販売価額					84千円
(3) アフター・コスト	3千円				

この見解に従えば、取得原価 110 千円の商品を各年度末に販売時価からアフター・コスト 3 千円を控除した正味実現可能価額で評価し、第4年度において84千円で販売したのであるから、第1年度末の評価損は15千円、第2年度末の評価損は2千円、第3年度末の評価損は12千円となり、第4年度にいたって84千円で販売したのであるから売上利益は3千円となる。これはアフター・コスト3千円を第1年度から負担させたことにより、第4年度においては売上利益3千円とアフター・コスト3千円とが相殺され、販売年度にはそれ以前の年度における価格の下落に基因する損益の発生を除去する結果となる。したがって、保守主義の見地からすれば企業の安全性を保持するによりすぐれたものといえよう。

## 「低価主義」再考

### 正味実現可能価額から正常利益を控除した価格を時価とする場合

(1) 取得原価	110千円				
		第1年度末	第2年度末	第3年度末	第4年度
(2) 正味実現可能価額	95千円	95千円	93千円	81千円	
アフター・コスト	(3千円)				
(3) 正常利益	19千円	19千円	18千円	10千円	
(4) 販売価額					84千円

この見解に従えば、110千円のたな卸商品に対する第1年度末の評価額は76千円、第2年度末の評価額は75千円、第3年度末の評価額は71千円となる。したがって、第1年度末には34千円の評価損、第2年度末には1千円の評価損、第3年度末には4千円の評価損が計上される。そして第4年度において84千円で販売したのであるから13千円の販売利益となる。この13千円の販売利益は正常利益10千円とアフター・コスト3千円の合計額に一致する金額である。すなわち、販売年度においては販売時価からアフター・コストを控除してなお正常利益が計上されることを予測するという考え方に立つものである。

この方法は、取得原価110千円の商品を84千円で販売したことによる損失額26千円を、第1年度に34千円、第2年度に1千円、第3年度に4千円を負担させたことによって、第4年度に13千円の販売利益を計上しているのである。したがって、結果において26千円の全期間的損失に対して第1年度は34千円の評価損を負担しなければならないという非合理的な評価方法といわざるを得ない。

つぎに、わが国の税法はたな卸資産評価に低価主義を採用した場合の時価としておおよそ次の5項目に分けて規定している。

- (1) 購入したたな卸資産の時価
- (2) 未着品の時価
- (3) 製造等に係るたな卸資産の時価

## 「低価主義」再考

- (4) 製品について控除法により評価する場合の半製品又は仕掛品の時価
- (5) 輸入原材料等の時価

まず(1)について法人税基本通達（以下、単に通達と称す）5-2-11は、「当該事業年度時におけるその取得のために通常要する価額（以下、期末の時価という）は、当該事業年度終了の時において、そのたな卸資産の所在する場所でこれと種類等を同じくするたな卸資産について、通常取引方法により通常取引される数量を購入する場合の購入の代価にその付随費用を加算した金額による（昭55直法2-15改正）として、再買時価にアフター・コストを加算した金額によるものとしている。

(2)について通達5-2-12は、法人が未着品について低価法を適用する場合において、その未着品につき、その取得のために通常要する引取運賃、荷役費その他の付随費用のうち、当該事業年度終了の時までに支出されていないため、その取得価額に算入されていないものがあるときは、当該未着品の期末の時価は、その算入されていない費用に相当する費用の額を含めないところで計算した金額による（昭55直法2-15改正）としている。

(3)について通達5-2-13は、当該事業年度終了の時において、そのたな卸資産が製造等されたものと仮定した場合の製造原価の額にこれを消費し、又は販売の用に供するために直接要する費用の額を加算した金額による。ただし、事業の規模が小であるため、本文によることが困難である場合において、法人が継続して各事業年度終了の時において通常取引されるたな卸資産の販売価額から通常的一般管理費・販売費及び利益の額（通常利益の額を計算することが困難であるときは、その販売価額の5%相当額とする）の見積額の合計額に相当する金額を控除した金額をそのたな卸資産の期末の時価としているときは、これを認める（昭55直法2-15改正）として、原則的には再造原価にアフター・コストを加算した金額によることとし、例外として販売価額からアフター・コストを控除した金額、すなわち正味実現可能価額からさらに通常利益を控除した金額によるものとしてい

## 「低価主義」再考

る。

(4)について通達5-2-14は、法人が製品について通達5-2-13のただし書により期末の時価を計算している場合には、当該製品に係る半製品又は仕掛品の期末の時価は、当該製品の時価を基礎として、その進行又は完成の程度に応じて計算した金額による（昭55直法2-15改正）としている。

(5)について通達5-2-16は、その輸入原材料等と種類等と同じくする原材料等を当該事業年度終了の時に国内において輸入により取得するために通常要する価額による（昭55直法2-15改正）としている。

つぎに、たな卸資産の時価に関して「米国会計学常務委員会」は会社財務諸表会計諸概念および諸基準（Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements）の1948年改訂版において次のように述べている<sup>(12)</sup>。

When it is evident that the cost of an item of inventory cannot be recovered, whether from damage, deterioration, obsolescence, style change, over-supply, reduction in price levels, or other cause. In such event the inventory item should be stated at the estimated amount of sales proceeds less direct expense of completion and disposal.

また、国際会計基準はその2号の16において次のように定めている<sup>(13)</sup>。

Valuation of Inventories Below Historical Cost. 16. The historical cost of inventories may not be realisable if their selling prices have declined, if they are damaged or if they have become wholly or partially obsolete. The practice of writing inventories down below historical cost to net realisable value accords with the view that current assets should not be carried in excess of amounts expected to be realised.

すなわち、販売価額が下落したときには、たな卸資産の評価額を取得原価から正味実現可能価額（net realizable value）にまで切り下げるべきであり、そうした実務は流動資産を実現可能期待額（amounts expected to be realized）をこ

## 「低価主義」再考

える金額で評価すべきではないという見解に合致するとしている。

このほか、英国チャータード会計士協会は基本的には正味実現可能価額を時価とし、米国公認会計士協会は、根本的には再調達原価を時価とすることをそれぞれ意見として示している。

### 8 低価主義は「強制か」「選択か」

低価主義は強制適用であるべきか、あるいは選択適用であるべきかについては見解の分かれるところである。

低価基準は原価基準の具体的適用の一つであるという見解に従えば、原価基準を投下資本の枠において、その回収可能額または残留する有用性 (residual usefulness) 期末の評価額とする考え方である。その見解に立てば、低価基準の適用は選択ではなく、時価が原価よりも低い場合には必ず時価によらなければならないことになる。また、低価基準は原価基準の例外であり、保守主義の見地からのみ認められる方法であるとする見解に従えば、低価基準はたな卸資産を、ある時は原価で、また、ある時は時価で評価することにより、各会計期間を通じて評価の一貫性が失われる結果、期間損益計算の見地からは合理性を欠く方法といわれるが、保守主義の立場から原価基準の例外的方法として認めるとする。したがって、低価基準はその趣旨から選択適用されることになる。具体的には、取得原価、正味実現可能価額および再調達原価の三つの価額のうち、最も低い価額が採用されることになる。

わが国「企業会計原則」は、貸借対照表原則五のAの第1項において、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産について、原則として取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得原価より著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないとし、さらにたな卸資産の貸借対照表価額は、時価が取得原価よりも下落した場合には、時価による方法を適用して算定することができるとしている。

## 「低価主義」再考

商法第 285 条の 2 は、流動資産の評価に関して二つの場合を規定している。一つは時価が取得価額または製作価額より著しく低い時には、その価額が取得価額または製作価額まで回復すると認められる場合を除いて時価まで引き下げなければならないとする強制規定（同条第 1 項但し書）であり、これは一般に低価主義といわれているものとは異なるが、内容的には一定の条件のもとに取得価額の「下方修正」のみを強制しているのであるからその意味では低価主義といえると考えられる。

もう一つの規定は、時価が取得価額または製作価額より低い時には時価まで引き下げることができるとする選択規定（同条第 2 項）であり、これが一般に会計上「低価主義」とよばれているものである。

それと関連して問題となるのが企業会計原則、一般原則六にみられる「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。」（傍点筆者）という表現である。

しなければならないという表現に従えば、たな卸資産の時価が下落したことによる損失はまさに企業の財政に不利な影響を及ぼすものであるから、下落した時価で評価しなければならないことになる。しかし、企業会計原則および商法規定はそれぞれ「時価によることができる」「時価ヲ附スルモノトスルコトヲ妨グズ」とある。たんなる表現上の問題として片づけられないことと考える。

商法第 285 条の 2 第 1 項但し書について黒沢博士は大要つぎのように述べられている<sup>(14)</sup>。

「時価が原価より低落した場合、時価で評価することを要する条件としては、次の二つが考えられる。

- (1) 時価が原価よりも著しく低下したこと
- (2) 時価が原価まで回復する可能性が認められないこと。」

したがって、時価がわずかに下落した程度の場合は、評価修正をする必要はないし、また時価が著しく下落した場合でも、そのたな卸資産を売却するときまでに回復可能であると認められる場合には、時価で評価する必要はなく原価のまま

## 「低価主義」再考

すえ置くことができるものと解釈することができる。

そこで「回復する可能性」に関する判断として黒沢博士は次のように述べられている<sup>(15)</sup>。「本来、財務諸表作成の責任者たる会社みずからの主観的合理的判断であって、そのたな卸資産を処分するときまでの価格予想をとり入れた解釈でなければならない。したがって、著しく時価が原価より下落した場合でも、回復可能性に関する主観的合理的判断のもとに原価主義の貫徹を可能ならしめるのである。」回復する可能性を判断する場合の期間的基準として、当該たな卸資産を処分するときまでとする見解に対して、将来一期間のうちとする主張もあるが、たな卸資産の回転は一期間のうちに行なわれるから両者の見解は実質的に合致するものと考えられる。

つぎに同条第2項の規定は、低価基準をとるか、原価基準をとるかについて「時価ヲ附スルモノトスルコトヲ妨ゲズ」としているが、この条理解釈上重要な点は、原価基準に代えて低価基準を採用したら、每期継続して低価基準を適用することが要請されているということである。このように「継続性の原則」を連動させることが恣意的評価政策を排除し、相対的真實性が確保されることになる。

連続意見書第四の三の1は次のように表現している。

企業が一たん低価基準を採用した以上は、価格の低落によってたな卸資産原価の切り下げを必要とする事態が発生している限り、低価評価を実行すべきである。評価切り下げを必要とする事実を認識しながら、利益操作の目的で期によって評価切り下げを適当な額にとどめたり、全く評価切り下げを行なわなかったりすることは不当である。

それに関して、「米国会計学会常務委員会」も、その継続適用を強調して次のように述べている<sup>(16)</sup>。

The method of inventory costing should be consistent frmo period to period and should conform reasonably with practices established within the inventory or trade.

筆者は、それに関し、つぎのような見解をもっている。そもそもたな卸資産の

## 「低価主義」再考

評価基準は、原則的には原価主義をとり、企業者が原価と時価のいずれか低い方を選択適用するという考え方から低価主義が設けられたとする解釈に立てば、商法第285条2の第2項については異論はないが、同条第1項但し書について、仮に、時価が原価まで回復すると認め難い客観状況にあるにもかかわらず、具体的な判定基準がないために、企業者が利益の過大表示の目的をもって原価主義を貫徹することも可能であると考ええる。

そもそも但し書の規定は、商法固有の財産保全に基づく企業の安全性の保持を目的として、市況等の変動による回復不可能と思われるほどの大幅な時価下落に伴う評価損を強制的に計上させることを意図したものである。したがって、「回復すると認められる場合……」の判断が、たとえば企業の株価対策などのための意図的な利益操作の具に供されるものであってはならないと考える。

企業の財政に有利か不利かの判断は、企業者の思考に任されるものであり、その結果が保守主義に基づく規定の趣旨に逆行するような意図的な判断によって企業の安全性が侵され、その結果利害関係者に対する適正な報告がゆがめられるものであってはならないと考える。このような老婆心的見解に対しては、筆者自身の思わざる批判もあろうと考えている。

そもそも商法の根本思想は財産保全にあるという事実や、また、仮にそうした利益操作のための会計処理がなされたとしても、決算後の制度監査において、妥当性を欠いた原価評価に対しての限定意見の表明、あるいは後発事項の対象としてチェック (check) がなされるという推論から、かかる仮説的理論構築は成り立たないという批判もあろう。しかし、たとえ一期にしても規定それ自体に利益操作に供される余地が存するとしたら、規定そのものを改めるか、あるいは同条第1項但し書を「著しく……」とか「回復すると認められる……」等とした曖昧な規定にとどめず、原価に対する時価の下落幅の割合と、回復可能性の期間（下落時から決算時までの日数）との相対関係など、重要性の判断基準にみられるごとく、具体的判断基準を設け、それに抵触する場合に、時価まで切下げを強制するという客観規定に改めるべきであると考ええる。例えば、つぎの(1)および



## 「低価主義」再考

(2)の基準に抵触し、さらに下記の計算結果に該当する場合には、当該たな卸資産の時価を期末時価まで切下げを強制する。

- (1) 
$$\frac{\text{取得価額または製作価額} - (\text{取得価額または製作価額} - \text{期末時価})}{\text{取得価額または製作価額}} \leq 50\%$$
- (2) 当該たな卸資産の最低時価を記録した日から、期末時までの日数を  $x$  とし、  
\*  $30 \leq x \leq 180$

〈算式〉

$$\frac{\text{取得価額または製作価額} - (\text{取得価額または製作価額} - \text{期末時価})}{\text{取得価額または製作価額}} \times x \leq 90$$

\* 下落したたな卸資産の時価が、未来の売却時までに回復可能であるか否かの判断を時価の下落割合と、過去の最低下落時から期末時までの日数との相関関係において予測することが、より適正であると考えた。なお、 $30 \leq x \leq 180$  は、半値もしくはそれ以下に下落したたな卸資産の保有期間は、経営上約6か月間を限度と考えた。

法律上、そうした細則を設けることが望ましくないとすれば、企業会計原則「注解」あるいは「取扱い」としてのレベル (level) で細目を設けることはどうであろうか。

つぎに国際会計基準第2号の20および29において低価主義の強制適用およびその継続性について次のように規定している。

20. Inventories should be valued at the lower of historical cost and net realizable value.

29. Inventories should be written down to net realizable value item by item or by groups of similar items; whichever method is used should be consistently applied.

さらに同基準第2号の34において、たな卸資産評価にあたって採用した会計方針の開示およびたな卸資産に関する会計方針の変更に係る開示についても次のような規定を設けている。

34. The accounting policies adopted for the purpose of valuation of

## 「低価主義」再考

inventories, including the cost formula used, should be disclosed. A change in an accounting policy related to inventories that has a material effect in the current period or may have a material effect in subsequent periods should be disclosed together with the reasons. The effect of the change should, if material, be disclosed and quantified.

## 9 む す び

低価主義評価については、各国の多くの学者によって論ぜられてきた。それだけ問題点をかかえた会計思考であると言える。

本稿でとりあげた問題はその一部分であり、ほかに基本的かつ理論的に究明すべき多くの問題が存在する。

- (一) 低価主義の適用は、たな卸資産の品目別か、グループ別か、あるいは一括してなうべきか。
- (二) 低価主義評価損の処理は原価算入か、営業費か、あるいは特別損失か。
- (三) 低価主義評価損と物理的原因から生ずる評価損とは区別すべきか。

これらについては、次の機会にゆずることにしたい。

さて、冒頭に述べたように、保守主義の存在は、そのもつ意味ないしは適用の厳密な規定づけによって、初めて企業会計における真実性が確保され、それを積極的に生かす途が存すると考える。真実性原則の生きる途は、一にかかって保守主義の原則の適用限界とか、その範囲を明確化するところにあると言っても過言ではない。

また、企業者の企業会計のなかでの保守主義会計思考に対する慎重な対処と、その拡大解釈に伴う乱用を謹しむ姿勢が保守主義本来の存在意義を高める結果となろう。

## 「低価主義」再考

### 注

- (1) 山下勝治著『企業会計原則の理論』森山書店、昭34、71ページ。
- (2) G.O.メイ Financial Accounting, New York 1943, p. 44.  
木村重義訳『財務会計』ダイヤモンド社、昭32。53～54ページ。
- (3) D.R. Scott, The Cultural Significance of Accounts, 1931.
- (4) Stepen Gilman, Accounting Concepts of Profit, New York; The Ronald Press Co., 1939, p. 204 and 233.  
片野一郎監閲、久野光朗訳『ギルマン会計学』上巻、同文館、昭40、253、284ページ。
- (5) ギルマンは、1939年に「会計コンベンション」（会計慣習）なる用語を用い、(1) 企業実体 (business entity) (2) 会計期間 (accounting period) (3) 貨幣的評価 (monetary valuation) の三つをコンベンションとしてあげている。
- (6) 山下勝治、前掲書、75～77ページ。
- (7) 井上達雄著『新財務諸表論』、中央経済社、昭52、54ページ。
- (8) 黒沢清掲稿「会計における虚偽と真実」、企業会計第25巻第1号、昭48.1。26～27ページ。
- (9) A.C. Littleton, The Relation of Function to Principle, The Accounting Review, XII, Sep. 1938.
- (10) 木村重義掲稿「低価主義の理論構造」会計第87巻第6号、97ページ。
- (11) 大塚光掲稿「低価主義の本質」会計第87巻第6号、57～58ページ。
- (12) A.A.A., Committee on Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements, "Inventory pricing and changes in price levels" Supplementary Statement No. 6, 1948.
- (13) International Accounting Standards 2, Valuation and Presentation of Inventories in the Context of the Historical Cost System, Valuation of Inventories Below Historical Cost, 16.
- (14) 黒沢清、飯野利夫、中村忠、江村稔共著『新企業会計原則訳解』中央経済社、昭53。251ページ。
- (15) 前掲書、251～252ページ。
- (16) (12)に同じ。